

気象庁保有個人情報等管理規程

目次

- 第1章 定義(第1条)
- 第2章 管理体制(第2条—第6条)
- 第3章 研修(第7条)
- 第4章 職員の責務(第8条)
- 第5章 保有個人情報等の取扱い(第9条—第15条)
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等(第16条—第30条)
- 第7章 情報システム室等の安全管理(第31条・第32条)
- 第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第33条・第34条)
- 第9章 安全確保上の問題への対応(第35条・第36条)
- 第10章 監査及び点検の実施(第37条—第39条)
- 第11章 雑則(第39条の2・第40条)
- 第12章 細則(第41条)

附則

第1章 定義

(定義)

第1条 この規程で使用する用語は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第2条 気象庁に、総括保護管理者1人を置く。

- 2 総括保護管理者は、気象庁総務部長をもって充てる。
- 3 総括保護管理者は、気象庁長官を補佐し、気象庁における保有個人情報及び個人番号並びに行政機関個人情報保護法第44条の15に規定する行政機関非識別加工情報等(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。
- 4 総括保護管理者が行う前項に規定する事務を補佐する者として、気象庁総務部総務課長をもって充てる。

(保護管理者)

第3条 別表に定める組織の区分により保護管理者を置く。

- 2 保護管理者は、その所属する組織における保有個人情報等の適切な管理の確保に関する事務を総括する。
- 3 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの

管理者と連携して、その任に当たるものとする。

- 4 保護管理者が出張、休暇その他の理由により第2項に規定する事務を行うことができない場合において、至急に処理しなければならない事案があるときは、あらかじめ保護管理者が指名した者が行うことができる。

(保護担当者)

第4条 別表に定める組織の区分により保護担当者を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、その所属する組織における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。
- 3 保護担当者は、あらかじめ指名した課室長等に前項に規定する事務を補佐させることができる。
- 4 保護担当者が出張、休暇その他の理由により第2項に規定する事務を行うことができない場合において、至急に処理しなければならない事案があるときは、あらかじめ保護担当者が指名した者が行うことができる。

(監査担当者)

第5条 気象庁に、監査担当者1人を置く。

- 2 監査担当者は、気象庁総務部総務課長をもって充てる。
- 3 監査担当者は、気象庁における保有個人情報等の管理の状況について監査する。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第6条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、保有個人情報等の適切な管理のための委員会を設け、定期に又は随時に開催するものとする。

- 2 前項の委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 総括保護管理者
 - (2) 保護管理者及び保護担当者のうち総括保護管理者の指名する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、関係課室長等で総括保護管理者が必要と認める者
- (特定個人情報等の管理体制等)

第6条の2 保護担当者は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)並びにその役割を指定するものとする。

- 2 保護担当者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。
- 3 保護担当者は、次に掲げる組織体制等を整備する。
 - (1) 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制及び手順等
 - (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制及び手順等

- (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- (4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制
保護担当者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

第3章 研修

(研修)

- 第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。
- 2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行う。
 - 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
 - 4 保護管理者は、所属の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

- 第8条 職員は、行政機関個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。
- 2 前項の規定に違反した職員に対しては、法令又は規程等の定めに基づき厳正に対処する。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

- 第9条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容(注)に応じて、当該保有個人情報等にアクセス(情報を入手し利用する行為をいう。以下同じ。)をする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

(注) 個人識別の容易性(匿名化の程度等)、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスをしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならない。

(複製等の制限)

第10条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護担当者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護担当者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護担当者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報等の訂正を行う場合には、保護担当者の指示に従わなければならない。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保護担当者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報等の情報漏えい等を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄等)

第13条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護担当者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第14条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(個人番号の利用の制限)

第14条の2 保護担当者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定するものとする。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第14条の3 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第14条の4 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第14条の5 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報等の取扱区域)

第14条の6 保護担当者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知及び個人情報ファイル簿の作成)

第15条 保護管理者は、個人情報ファイル(行政機関個人情報保護法第10条第2項第1号から第10号までに掲げるものを除く。以下同じ。)を保有しようとするときは、あらかじめ、総括保護管理者に通知するものとする。

2 保護管理者は、前項の規定により保有通知した個人情報ファイルの内容を変更しようとするときは、あらかじめ、総括保護管理者に通知するものとする。

3 保護管理者は、保有通知した個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又は行政機関個人情報保護法第10条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総括保護管理者に通知するものとする。

4 総括保護管理者は、第1項及び第2項の通知があったときは、当該個人情報ファイルの保有又は変更の前に、あらかじめ、国土交通省総合政策局長に通知するものとする。

5 総括保護管理者は、第3項の通知があったときは、遅滞なく、国土交通省総合政策局長に通知するものとする。

6 保護管理者は、個人情報ファイル(行政機関個人情報保護法第11条第2項又は第3項に該当する場合を除く。)について個人情報ファイル簿を作成するときは、行政機関個人情報保護法第11条の規定に従い個人情報ファイル簿(単票)を作成し、総括保護管理者に提出するものとする。個人情報ファイル簿(単票)の記載事項に変更が生じたときも同様とする。

7 第1項から第3項までの通知及び個人情報ファイル簿(単票)の様式並びにこれらの記載要領は、気象庁総務部総務課長が定める。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制限)

第16条 保護担当者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第24条を除く。)及び次章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等の当該保有個人情報等へのアクセスを制限するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護担当者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

3 特定個人情報ファイルは、原則として、パスワード等又は第23条の規定による暗号化により秘匿するものとする。

(アクセス記録)

第17条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護担当者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第18条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及び量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第19条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第20条 保護担当者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第21条 保護担当者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第22条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。

2 保護担当者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第23条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

3 前項の暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。

(入力情報の照合等)

第24条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合を行う。

(バックアップ)

第25条 保護担当者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第26条 保護担当者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の限定)

第27条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の盗難防止等)

第28条 保護担当者は、保有個人情報等を取り扱う端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護担当者が必要があると認めるときを除き、保有個人情報等を取り扱う端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(アクセス権限を有しない者の閲覧防止)

第29条 職員は、保有個人情報等を取り扱う端末機器の使用に当たっては、保有個人情報等がアクセス権限を有しない者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて保有個人情報等を取り扱う情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第30条 保護担当者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第31条 保護担当者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等で保護担当者が指定する機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する職員を定めるとともに、入退の記録、職員以外の者が立ち入る場合の職員の立ち会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等を行うものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講

ずるものとする。

- 2 保護担当者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の情報システム室の安全を管理するための措置を講ずるものとする。
- 3 保護担当者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)及びパスワードの読取防止を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第32条 保護担当者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置等の措置を講じ、必要があると認めるときは、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第33条 保護担当者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護担当者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護担当者は、行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号の規定に基づき、他の行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(行政機関非識別加工情報等の提供)

第33条の2 保護管理者は、法第44条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 保護管理者は、法第44条の2第1項及び第44条の9の規定(第44条の12の規定により第44

条の9の規定を準用する場合を含む。)により、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から法第44条の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

(業務の委託等)

第34条 行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用禁止等の義務

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第3項において同じ。)(注)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(注) 委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

3 委託先において、行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(その他)

第34条の2 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生の

リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第35条 保有個人情報等の情報漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者及び保護担当者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、重大と認める事案が発生した場合には、その事実を知った後直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を気象庁長官に速やかに報告するものとする。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第36条 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

2 前条第3項ただし書に規定する報告があった場合は、総括保護管理者は、前項に規定する措置を講ずるものとする。

3 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省(行政管理局)に情報提供を行う。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第37条 監査担当者は、保有個人情報等の内容(秘匿性等)及び量に応じて、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第9章までに規定する措置の状況を含む当該行政機関における保有個人情報等の管理及び取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第38条 保護担当者は、各課室等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を保護管理者に報告

するものとする。

- 2 保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第39条 総括保護管理者及び保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 雑則

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第39条の2 総括保護管理者は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- (1) 第33条の2第2項並びに第35条第3項及び第4項の報告をするとき
- (2) 第35条第5項及び第36条第1項の措置を講じたとき
- (3) 契約相手方が行政機関個人情報保護法第44条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

(他の規定との関係)

第40条 他の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この規程と別段の定めが設けられている場合にあつては、この規程に定めるもののほか、当該規定の定めるところによる。

(細則)

第41条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に総括保護管理者が定める。

- 2 保護管理者は、この規程を実施し、又は保有個人情報等の適切な管理及び取扱いのため必要があるときは、細則を定めることができる。
- 3 保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは、速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年9月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に気象庁の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針(以下「旧指針」という。)の規定により総括保護管理者、保護管理者又は保護担当者が行った指名、通知その他の処分は、それぞれこの規程の相当する規定により総括保護管理者、保護担当者又は保護担当者が行った処分とみなす。
- 3 この規程の施行前に旧指針第44条第1項の規定により総括保護管理者が定めた事項は、第41条第1項の規定により総括保護管理者が定めた事項とみなす。

4 この規程の施行前に旧指針第44条第2項の規定により保護管理者が定めた細則は、第41条第2項の規定により保護管理者が定めた細則とみなす。

前 文(平成27年10月5日気総第165号)

〔前略〕平成27年10月5日から実施する。ただし、別記1 気象庁保有個人情報管理規程(以下「規程」という。)第6条の次に1条を加える改正規定中取扱規程に係る部分は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から実施する。

前 文 (平成29年6月7日気総第55号)

〔前略〕平成29年6月7日から実施する。

前 文 (平成29年11月15日気総第172号)

〔前略〕平成29年11月15日から実施する。

前 文 (平成30年11月14日気総第175号)

〔前略〕平成30年11月14日から実施する。

別表

1 本庁

組織	保護管理者	保護担当者
総務部	総務部長	各課長 経理管理官 航空気象管理官
予報部	予報部長	各課長
観測部	観測部長	各課長
地震火山部	地震火山部長	各課長
地球環境・海洋部	地球環境・海洋部長	各課長 環境気象管理官 観測船長

2 施設等機関

組織	保護管理者	保護担当者
気象研究所	気象研究所長	企画室長 各部長
気象衛星センター	気象衛星センター所長	各部長
高層気象台	高層気象台長	各課長
地磁気観測所	地磁気観測所長	各課長
気象大学校	気象大学校長	各課長

3 地方支分部局

組織	保護管理者	保護担当者
管区气象台	管区气象台長	本台各部長 地方气象台長 測候所長
沖繩气象台	沖繩气象台長	本台各課長 地方气象台長 測候所長